

コンプライアンス(法令等遵守)態勢

コンプライアンス基本方針

東海労働金庫は、安心して取引できる金融機関としてお客様から揺るぎない信頼をいただくため、公共的使命と社会的責任を常に自覚するとともに、コンプライアンスの確立を最重要課題の一つに位置付け、不断の努力により以下の事項に取り組めます。

- 1 「健全・安心・貢献」を経営理念とする働く人の協同組織福祉金融機関として、人権、人格を尊重し、地域社会との調和を図ります。
- 2 あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、正しい意思決定・行動に基づく健全かつ適切な業務運営の遂行に努めます。
- 3 お客様とのコミュニケーションを十分に図り、お客様のニーズに適した商品・金融サービスを提供し、お客様の満足と支持をいただけるよう努めます。
- 4 適時・適切な情報開示を行うことにより、経営の透明性を確保します。
- 5 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、確固たる信念をもってこれを排除します。

コンプライアンス・プログラム

東海ろうきんでは、役職員一人ひとりのコンプライアンスに対する意識の醸成、ならびに、コンプライアンス態勢のさらなる強化・充実に向け、具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年度理事会にて策定しています。

「コンプライアンス・プログラム」の計画的な実践と総括を通じて、全役職員へのコンプライアンスの浸透・徹底を図っています。

コンプライアンス・マニュアル

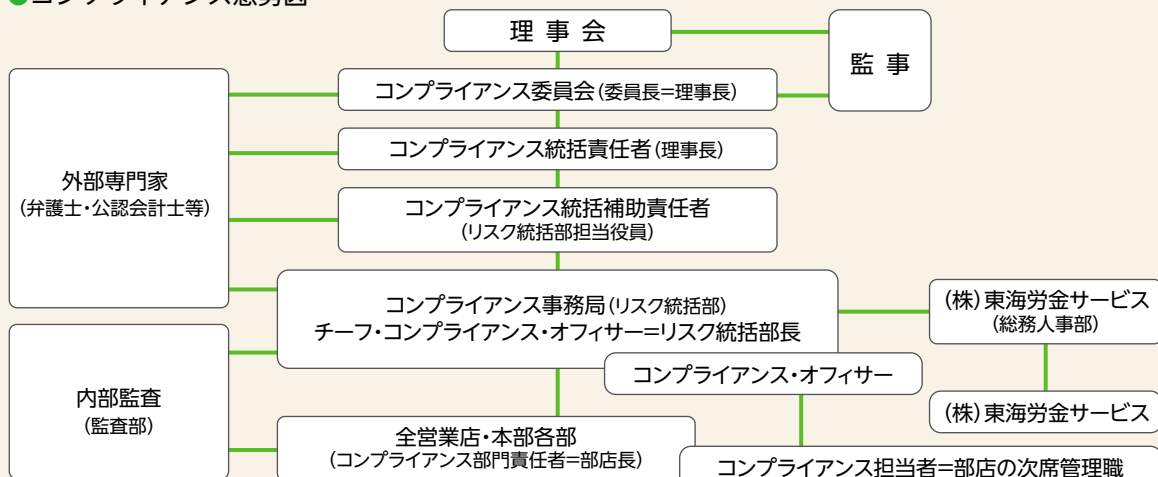
東海ろうきんでは、法令等遵守とコンプライアンス態勢の徹底のため、理事会承認手続を経て「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に配付しています。

「コンプライアンス・マニュアル」には、「東海労働金庫倫理憲章」や「倫理綱領」、「役職員の行動規範」、「遵守すべき法令等」等を収めるとともに、違反行為等を発見した場合の対処方法(コンプライアンス・ホットライン制度の利用方法)等を記載しています。

コンプライアンス・ホットライン

東海ろうきんでは、コンプライアンス上の問題を早期に把握し、自浄能力の発揮による是正につなげるため、内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を設置しています。グループ子会社の役職員等も本制度を利用可能とし、金庫外の弁護士を受付窓口とする等、本制度の実効性の確保に努めております。また、通報を行ったことを理由として、通報者が不利益な取扱いを受けない旨を規程等に定めるとともに、全役職員に研修等で周知しています。

●コンプライアンス態勢図



反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- 1 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- 2 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
- 3 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係もちません。
- 4 反社会的勢力に対して、資金提供・裏取引および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
- 5 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
- 6 反社会的勢力からの不当要求に対処するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

東海ろうきんは、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入りに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

リスク対策計画

東海ろうきんは、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修等に取り組んでいます。

● マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入りに係る方針(抜粋)

● 目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

● 態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

そのため理事長はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

● 経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。